

仙台市陸上競技場の利用料金減免について

平成 28 年 10 月 1 日

【仙台市スポーツ施設条例第 15 条第 6 項】

指定管理者は、市長が定める基準に従い、施設の利用料金（冷暖房利用料金及び温水シャワー設備料金を除く）を減免することができる。

1 施設利用料金の全額を減免する場合

(1) 専用利用

	利用料金を減免する場合	減免割合
ア	仙台市スポーツ協会、仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市スポーツ推進委員協議会、仙台市レクリエーション協会及び区マイタウンスポーツ協会に加盟する団体の総会及び役員会等で専用使用する場合	十割
イ	仙台市スポーツ協会、仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市スポーツ推進委員協議会、仙台市レクリエーション協会及び区マイタウンスポーツ協会に加盟する団体が主催し区規模以上で行われる仙台市内の小・中学生を対象とするスポーツ大会（スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）も含む。以下同じ。）で専用使用する場合	十割
ウ	仙台市が主催するスポーツ行事で専用使用する場合	十割
エ	仙台市が主催する消防訓練等で専用使用する場合	十割
オ	仙台市が後援を行う区規模以上の障害者スポーツ大会で専用使用する場合	十割

(2)個人利用

	利用料金を減免する場合	減免割合
(ア)	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の保持者	十割
(イ)	療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発児第 156 号)に基づき交付された療育手帳の保持者	十割
(ウ)	戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条に規定する戦傷病者手帳の保持者	十割
(エ)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 2 条に規定する被爆者健康手帳の保持者	十割
(オ)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の保持者	十割
(カ)	身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に規定する 1 級又は 2 級の障害を有する者もしくは療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の保持者に付き添う満 18 歳以上の介護人 1 名	十割

2 施設利用料金の半額を免除する場合

	利用料金を減免する場合	減免割合
ア	仙台市が後援を行う区規模以上のスポーツ大会のための専用使用の場合	五割
イ	前号(2)個人利用の(ア)から(オ)までに掲げる者の運動を目的とした専用使用の場合(前号(1)エに該当する場合を除く)	五割
ウ	県内の小学校、中学校及び高等学校が児童又は生徒のために使用するとき(授業および部活動等、日常的な学校教育活動を目的とした使用を除く)	五割

備考

上記の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は、減免しないものとする。ただし、仙台市がスポーツの普及振興のために誘致したスポーツ大会についてはこの限りではない。

(1)主催者が利益を得ることとなる使用

(2)当該使用について仙台市から減免以外の経済的援助を受けている場合(仙台市スポーツ協会、仙台市学区民体育振興会連合会、仙台市スポーツ推進委員協議会、仙台市レクリエーション協会及び区マイタウンスポーツ協会に加盟する団体を除く)

(3)観客から入場料を徴収する場合